

知多北部広域連合指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

(平成18年3月28日 規則第5号)

改正 平成21年5月27日規則第4号

改正 平成29年2月27日規則第2号

改正 平成30年3月23日規則第6号

改正 平成31年2月 1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、指定介護予防支援事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定介護予防支援事業者指定更新申請書（様式第2号）により行うものとする。

3 広域連合長は、前2項に規定する申請（以下「指定の申請等」という。）があった場合は、指定の適否を審査し、指定することを決定したときは指定・指定更新通知書（様式第3号）により、指定を行わない場合にあつては不指定・指定不更新通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更等の届出)

第3条 法第115条の25第1項の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定介護予防支援事業者変更届出書（様式第5号）により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第115条の25第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（様式第7号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第4条 広域連合長は、法第115条の29の規定により指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、指定取消・停止通知書(様式第8号)により、当該事業者へ通知するものとする。

(県等への情報提供)

第5条 広域連合長は、前3条の規定による指定の申請等に係る決定、変更等の届出の受理、指定の取消し等(以下「処分等」という。)をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該処分等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定及び指定の更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止又は再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (10) その他広域連合長が必要と認める事項

(委任)

第6条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 広域連合長は、この規則の施行の日前においても、指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続を行うことができる。

附 則(平成21年規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定介護予防支援事業所の指

定等に関する規則の規定により提出されている申請書及び届出書は、改正後の知多北部広域連合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書及び届出書とみなす。

附 則（平成 29 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成 30 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成 31 年規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書及び届出書は、改正後の知多北部広域連合指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定により提出された申請書及び届出書とみなす。

様式第1号（第2条関係）

指定介護予防支援事業者指定申請書

年 月 日

（宛先）知多北部広域連合長

所在地
申請者 名称
代表者職・氏名



介護保険法に規定する指定介護予防支援事業者に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号			
申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
	法人の種類別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ	生年月日	
氏名					
代表者の住所	(〒 -)				
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒 -)			
指定申請をする事業の開始予定年月日	年 月 日				
地域包括支援センターの設置年月日（設置している場合に記入）	年 月 日				

備考

- 「事業所所在市町村番号」欄は記入しないでください。
- 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

様式第2号（第2条関係）

指定介護予防支援事業者指定更新申請書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

所在地
申請者 名称
代表者職・氏名

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業者に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号				
申 請 者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(〒 -)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		メールアドレス				
	法人の種類別			法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日
氏名						
代表者の住所	(〒 -)					
事 業 所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(〒 -)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		メールアドレス				
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
	フリガナ					
	名称					
所在地	(〒 -)					
連絡先	電話番号		FAX番号			
	メールアドレス					
現に受けている指定の有効期間満了日						
誓約書			別添のとおり			
介護支援専門員の氏名及びその登録番号			別添のとおり			

備考

- 「事業所所在市町村番号」欄には記入しないでください。
- 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

様式第3号（第2条関係）

指 定 ・ 指 定 更 新 通 知 書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



下記のとおり指定介護予防支援事業者として指定・指定更新したので通知します。
記

- 1 事業者の名称等
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 介護保険事業所番号
- 3 指定年月日等
 - (1) 指定年月日
 - (2) 指定有効開始年月日
 - (3) 指定有効期限

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第2条関係）

不指定・指定不更新通知書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



年 月 日付けでありました指定介護予防支援事業者の指定・指定更新申請につきましては、下記のとおり指定・指定更新をしないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 申請者の名称等
 - (1) 申請者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
- 3 不指定・指定不更新の理由

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第3条関係）

指定介護予防支援事業者変更届出書

年 月 日

（宛先）知多北部広域連合長

事業所 所在地
事業所 名称
代表者職・氏名



次のとおり指定介護予防支援事業者の指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所		名 称									
		所在地									
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	事業者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
6	登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)										
7	事業所の平面図	(変更後)									
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所										
9	運営規程										
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
11	その他										
変 更 年 月 日		年 月 日									

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号（第3条関係）

再開届出書

年 月 日

（宛先）知多北部広域連合長

所在地
事業者 名 称 ⑩
代表者職・氏名

次のとおり休止していた指定介護予防支援事業を再開しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号											
再開した事業所	名 称												
	所 在 地												
再開した年月日		年 月 日											

備考 介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

（宛先）知多北部広域連合長

所在地
事業者 名称
代表者職・氏名 ㊟

次のとおり指定介護予防支援事業の廃止・休止をするので届け出ます。

		介護保険事業所番号													
廃止又は休止をする事業所	名称														
	所在地														
廃止又は休止をする年月日		年			月			日							
廃止又は休止をする理由															
現に指定介護予防支援を受けている者に対する措置															
休止予定期間		休止日			～			年			月			日	

様式第8号（第4条関係）

指 定 取 消 ・ 停 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



下記のとおり指定介護予防支援事業者の指定を取消・停止しましたので、通知します。

記

- 1 事業者の名称等
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
- 3 取消・停止の理由
- 4 取消年月日
- 5 停止の期間

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。